

庁用自動車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が保有する庁用自動車にドライブレコーダーを設置し、これを適切に管理運用することについて必要な事項を定めることにより、交通事故及びトラブルの発生時における責任の明確化を図るとともに、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 庁用自動車に設置し、車内、並びに周囲の映像及び音声（以下「映像等」という。）を記録する機器をいう。
- (2) データ ドライブレコーダーに記録した映像等の情報をいう。
- (3) 電磁的記録媒体 映像等を電磁的方法により記録するハードディスク、メモリーカード等の媒体をいう。
- (4) 総括管理責任者 庁用自動車に設置したドライブレコーダー、データ及び電磁的記録媒体を総括的に管理する者をいう。
- (5) 管理責任者 所管する車両に設置したドライブレコーダー、データ及び電磁的記録媒体を管理する者をいう。
- (6) 操作取扱者 所管する車両のドライブレコーダーの設定操作及び記録したデータの閲覧、確認等を行う者をいう。

(総括管理責任者等)

第3条 ドライブレコーダー、データ及び電磁的記録媒体の管理運用を適正に行うため、総括管理責任者、管理責任者及び操作取扱者（以下「総括管理責任者等」という。）を置く。

2 総括管理責任者等の該当職員及び事務内容は、別表に掲げるとおりとする。

(設置報告)

第4条 管理責任者は所管する車両にドライブレコーダーを設置した際は、ドライブレコーダー設置報告書（様式第1号）により総括管理責任者に報告するものとする。

(設置の表示)

第5条 管理責任者は、ドライブレコーダーを設置した車両の内部及び外部に、ドライブレコーダーが設置されている旨をそれぞれ表示するものとする。

2 管理責任者は、所管する車両に職員以外の者を乗車させることとなる業務に使用するものである場合、当該車両にドライブレコーダーが設置されている旨をあらかじめ広く周知するものとする。

(ドライブレコーダーの取り扱い等)

第6条 管理責任者は、ドライブレコーダーの取扱等について、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) ドライブレコーダーは、映像等を常に正常に記録できる状態とし、機器の設定変更を禁止すること。
- (2) ドライブレコーダーは、取り外し或いは改造を禁止すること。
- (3) 証拠となる映像等が撮影された場合は、速やかに当該データを保全すること。

(データの保存等)

第7条 管理責任者は、データ及び電磁的記録媒体の取扱等について、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) ドライブレコーダー本体内の電磁的記録媒体又は外部の電磁的記録媒体に保存したデータは、パスワード設定等し、漏えい（閲覧、持ち出しの禁止）、改ざん（加工、消去）及び不正利用（複写）を防止すること。
- (2) 前号の定めに反する使用を発見したときは、遅延なく原因を調査し、特定し、再発防止に努めるとともに、速やかに総括管理責任者に報告するものとする。

(データの利用)

第8条 データは、交通事故又はトラブルの状況を確認し、原因の究明、解決、並びに再発防止を図るものに限るとして、これらの目的以外に利用してはならないものとする。

(データの外部への提供)

第9条 データは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供してはならない。

ただし、次の各号に該当する場合においても、管理責任者の判断において、特段の事情があると認められたときは提供しないことができる。

- (1) 本市が関係する交通事故又はトラブルの原因の究明に限り、その当事者若しくは当事者から委任を受けた保険会社等の代理人又は捜査機関から提供を求められたとき。
- (2) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定に基づき、捜査機関から犯罪捜査を目的として、提供を求められたときのうち、捜査機関の所掌する事務の遂行に必要不可欠であり、かつ、使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令に基づき提供を求められたとき。

2 管理責任者は、前項の規定によりデータを外部へ提供したときは、その実績を、映像等提供報告書（様式第2号）により総括管理責任者に報告する。

なお、管理責任者は、データを外部へ提供した場合には、次に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。

- (1) 外部へ提供を行った年月日及びその時刻
- (2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名
- (3) 目的及びその理由と提供方法並びに期間
- (4) 該当データの内容

3 第1項の規定によりデータを外部へ提供するときは、必要最小限の範囲にとどめ、提供する相手方と映像等提供書（様式3号）を取り交わし、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) データを適正に管理すること。
- (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
- (3) 目的を達成したとき、又は、当該目的が達成されることが判明したときは、速やかにデータの消去、記録媒体の返却又は破砕等、必要な処理を行うこと。

(廃棄)

第10条 ドライブレコーダーを設置した庁用自動車を廃棄、売り払い処分、又は、返却等する場合は、電磁的記録媒体に記録したデータの消去等、適切な処理を行わなければならない。

(その他)

第11条 データに関する取扱いは、この要綱に定めるもののほか、千葉県個人情報保護条例（平成17年千葉市市条例第5号）及び千葉県個人情報保護条例施行規則（平成17年千葉市規則第30号）の規定によるものとする。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

職 名	該当職員	事 務 内 容
総括管理責任者	財政局資産経営部 管財課長	庁用自動車に設置したドライブレコーダー、データ及び電磁的記録媒体の総括管理を行う。
管理責任者	自動車管理者	所管する車両に設置したドライブレコーダー、データ及び電磁的記録媒体の管理及び稼働状況を常時適正な状態に保つ。
操作取扱者	管理責任者が指定 した者	管理責任者の指示によりドライブレコーダーの設定 操作及び記録したデータの閲覧、確認等を行う。

※ 自動車管理者とは、千葉市庁用自動車管理規程第２条第２号に規定する自動車管理者をいう。